

## OKB・JCBカード提携特約

### 第1条 名称

本カードは、株式会社大垣共立銀行（以下「当行」という。）と株式会社OKBペイメントプラットおよび株式会社ジェーシービー（以下併せて「JCB」という。）が提携して発行するもので、「OKB・JCBカード」（以下「カード」という。）と称します。

### 第2条 会員

本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当行およびJCBが認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBがカードを貸与します。

### 第3条 提供サービスと利用

- 1.当行（本条においては当行が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
- 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当行が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
- 3.当行が必要と認めた場合には、当行はサービスおよびその内容を変更することがあります。
- 4.会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。

### 第4条 会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除

- 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当行が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
  - (1)当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。
    - ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第5条において会員が届け出た事項
    - ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
    - ③本カードの利用内容（第6条において共有する情報）
  - (2)宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する窓口につながるものとします。）
  - (3)当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2.会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する窓口につながるものとします。）万登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第5条 届出事項の共有

会員が、当行またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当行またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について当行およびJCBの間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

### 第6条 利用内容の共有

- 1.会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の優遇サービス等、当行のサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、JCBと当行において共有することに予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、本特約末尾に記載する窓口につながるものとします。
- 2.会員は、JCBが会員に対して会員の当行の取引内容に応じたJCB商品の優遇サービス等、JCBのサービスを提供する必要がある場合において、会員の当行の取引内容を、当行とJCBにおいて共有することに予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

### 第7条 会員資格の喪失

会員がJCBの会員資格を喪失した場合は本特約による会員資格も喪失するものとします。

### <当行ご相談窓口>

株式会社大垣共立銀行 個人情報相談受付窓口  
岐阜県大垣市郭町3丁目98番地  
0584-74-2111（代）

(TK165011・20190301)